

重要事項説明書（訪問介護事業）

< 2025年3月1日現在 >

1. 事業所概要

法人名	有限会社 ハッピーメディック		
法人所在地	三重県松阪市駅部田町 1619 番地 45		
代表者	代表取締役 松本 亜紀		
事業所名	訪問介護事業所「ハッピー」		
所在地	三重県松阪市山室町 690-2		
提供可能サービス及び 管理者及び連絡先	サービス種類	訪問介護 三重県指定	
	指定年月日	平成 20 年 4 月 1 日	
		管理者 古野 智子	0598-60-2666
サービス実施地域	三重県松阪市(旧三雲町、旧飯高町は除く)、多気町		

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	訪問介護事業所「ハッピー」		
指定番号	2 4 7 0 7 0 1 5 9 6		
所在地	三重県松阪市山室町 690-2		
電話番号	0598-60-2666		
サービス提供責任者	3名		

3. 事業の目的と運営方針

事業目的 訪問介護事業は、要介護状態の高齢者に対し、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業所の介護福祉士又は、訪問介護職員研修の修了者が、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

運営方針 ①事業所の訪問介護職員は、高齢者等の心身の特性を踏まえた上で、自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画に基づきサービスを提供する。
②事業の実施にあたっては、介護支援専門員や市町村・地域の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。
③月 1 回以上の定期的な事業所内カンファレンスを開催する事で、サービスの質の向上、必要情報の共有等を行います。

4. ご利用事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員	
管理者	事業所の従業員の管理および業務管理	1名（常勤1名）	
サービス提供責任者	利用申し込みに係る調整・訪問介護の技術指導、訪問介護計画の作成等	3名（常勤3名）	
事務担当職員等	利用料請求業務	有限会社ハッピーメディック事務	
サービス提供者	介護福祉士	指定訪問介護の提供	21名（常勤5名、非常勤16名）
	実務者研修	指定訪問介護の提供	0名（常勤0名、非常勤0名）
	介護職員初任者研修	指定訪問介護の提供	4名（常勤0名、非常勤4名）
	看護師	指定訪問介護の提供	1名（常勤0名、非常勤1名）

（職員数には変動が生じます）

5. 営業時間

サービス種類	営業日	営業時間
訪問介護	月曜～日曜	午前6：00～午後8：00
	但し、1月1日から3日は除く （希望があれば実施）	受付可能時間 午前8：30～午後5：30

6. 利用料

午前8時～午後6時は通常料金です。

【身体介護】	20分未満	1,630円
	20分以上30分未満	2,440円
	30分以上1時間未満	3,870円

1時間以上 5,670円に所要時間1時間から計算して30分増すごとに820円追加

【身体介護に引き続き生活援助を行った場合該当する身体介護に追加】

20分から起算して25分を増すごとに 650円追加

【生活援助】	20分以上45分未満	1,790円
	45分以上	2,200円

加算要素

初回加算（新規利用者へサービスを提供した場合） 2,000円

早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は25%

深夜（午後10時～午前6時）は50%加算いたします。

特定事業所加算Ⅱ

（サービスの質、事業所の体制要件、人材要件を満たす条件に適する事業所）10%加算

上記ご利用料金の国の定める割合分をご負担して頂きます。

ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。

やむを得ない事情で、かつご利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、上記金額の2倍料金となります。

訪問介護 介護職員等処遇改善加算として所定単位数（料金）に24.5%を加算させていただきます。

□事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住の利用者、および1ヶ月20人以上の利用者が居住する集合住宅等の利用者にサービスを提供した場合の月は同一建物減算が適応されます。その場合は所定単位数（料金）の100分の90に相当する値になります。

その他

- ア、 ご利用者の要請により有料道路、自動車航送船、有料駐車場等を利用した場合における当該利用の実費については、ご利用者の負担とする。
- イ、 道路事情、交通規制等客観的な事情による時又は他に適当な方法がないため、やむを得ず有料道路、自動車航送船を利用して往路若しくは復路が回送となる場合における当該利用の実費については、ご利用者の負担とする。

サービス提供地域外交通費

1 k mにつき 30 円 (税込み)

7. 利用料金のお支払い方法

前記の料金・費用は、当月のサービスの提供日、サービスの内容、利用料等の内訳を記載した利用伝票を作成し、請求書を発行します。支払い方法は、下記のいずれかをお選び下さい。

- ① 指定金融機関での引落とし
- ② 指定金融機関への振込み
- ③ 上記が不可の場合、窓口・集金にて現金払い

・請求は、月末〆切の1ヶ月分です。

支払いは翌月15日迄に請求書を発行しますので、25日迄にお支払い下さい。

お支払い方法につきましては変更させていただく事があります。

8. 苦情申立窓口

- ① 当事業所のサービスに関する相談、要望、苦情は下記の窓口までご相談下さい。

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	午前9:00～午後5:00	
	ご利用方法	電話番号	0598-60-2666
		場所	三重県松阪市山室町690-2
担当者〔管理者〕	古野 智子		

- ② 行政機関およびその他の苦情受付機関

松阪市高齢者支援課	ご利用時間	午前8:30～午後5:00	
		土日祝日を除く	
	ご利用方法	電話番号	0598-53-4069 (代表)
場所		三重県松阪市殿町1340-1	
三重県 国民健康保険団体 連合会	ご利用時間	午前9:00～午後5:00	
		土日祝日を除く	
	ご利用方法	電話番号	059-222-4165 (専用)
場所		三重県津市桜橋2丁目96番地自治会館内	

9. 緊急時の対応方法

ご利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。

ご利用者の 主治医	氏 名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 ①	氏 名 (続柄)	続柄 ()
	住 所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	
緊急連絡先 ②	氏 名 (続柄)	続柄 ()
	住 所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	